

公 表

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年広域連合条例第28号）第5条の規定に基づき、平成22年度における愛知県後期高齢者医療広域連合の人事行政の運営等の状況を別紙のとおり公表する。

平成23年 8月30日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 柴田紘一

第1 愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員はすべて、県及び県内の市町からの派遣によるものです。

(1) 職員の任命及び任命解除

区分	任命	任命解除
平成22年度	11人	23人

(2) 職員数

平成22年4月1日現在	39人
-------------	-----

2 職員の給与の状況

県及び市町から派遣されている職員の給与は、一部の手当(※)を除き派遣元の県又は市町から支給されています。なお、支給額に相当する額等を広域連合から負担金として派遣元の県(支給相当額の3分の2の額)及び市町(支給相当額の全額)へ支払っています。

※管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、単身赴任手当

(1) 人件費の状況(平成22年度決算)

歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
7,719,340千円	171,457千円	24,909千円	0.3%

※人件費には、職員手当のほか、非常勤特別職の報酬を含みます。

(2) 給与費の状況（平成 22 年度決算）

職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 (B)	
39 人	0 千円	23,165 千円	0 千円	23,165 千円	594 千円

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	—	—	38.9 歳

※ 一部の手当を除き、給与は派遣元の団体の規定に基づき支払われているため、
平均給料額、平均給与額は算出しません。

(4) 職員手当の支給状況

手当名	支給要件及び支給額	支給職員一人当たり の平均支給月額
管理職手当	課長級以上の職員に対して給料月額 の 18%～23% の範囲で支給	83 千円
単身赴任手当	異動等で配偶者と別居し単身で生活 する職員に対して、交通距離に応じ て月額 23,000 円～45,000 円の範囲 で支給	実績なし

時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務した職員に対して、勤務時間等に応じて支給	48千円
休日勤務手当	休日に勤務した職員に対して、勤務時間等に応じて支給	1千円
管理職特別勤務手当	課長級以上の職員が臨時または緊急の必要等により週休日または休日に勤務した場合に、勤務1回につき6,000円～15,000円の範囲で支給	実績なし

※支給要件及び支給額は、平成22年4月1日現在の内容です。支給職員一人当たりの平均支給月額は、年間支給額を支給職員数及び12月で除した数値（平成22年度決算数値）です。

（5）特別職の報酬の状況

区分	報酬額
議長	日額 15,000円
副議長	日額 13,000円
議員	日額 10,000円
選挙管理委員	日額 7,000円
監査委員	日額 7,000円
情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 15,000円
移送費審査嘱託医	日額 10,700円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として1週間につき38時間45分とし、勤務の割振りは月曜日から金曜日までとしています。また、1日の勤務時間の割振りは、午前8時45分から午後5時30分とし、その途中に1時間の休憩時間を設け、7時間45分としています。

(2) 休暇の種類

休暇は、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、介護休暇があります。休暇の内容は次のとおりです。

ア 年次有給休暇

年次有給休暇の日数、繰越制度等については派遣元の団体の規定を適用しています。平成22年度の取得実績は、1人あたり平均13.2日です。

イ 特別休暇

種類	付与日数
選挙権等の公民権行使	必要と認められる期間
証人等としての官公署への出頭	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液提供希望者としての登録 又は骨髄液の提供	必要と認められる期間
ボランティア活動	1年度に5日以内
結婚	5日以内
産前（出産予定日8週前（多胎妊娠の場合は14週間）の期間）	出産の日までの申し出た期間
産後	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで
1歳に達しない子の保育	1日2回それぞれ30分以内
妊娠中の女性職員の通勤緩和	1日60分以内
妊娠中・出産後の女性職員の保健指導又は健康診査	必要と認められる期間

妻の出産	2日以内
妻の出産予定日 8週間前（多胎妊娠の場合は 14 週間）から出産日後 8 週間後の期間における子の養育（当該出産にかかる子又は小学校就学の始期に達するまでの子）	当該期間において 5 日以内
小学校就学の始期に達するまでの子の看護	1 年度に 5 日以内
忌引	親族に応じ、7 日以内で定める日数
父母の追悼のための特別な行事	1 日
夏季	6 月から 9 月までの期間内において 5 日以内
災害による現住居の滅失、損壊	7 日以内
感染症の予防のための交通遮断	必要と認められた期間
災害による交通遮断	必要と認められた期間
交通機関等の事故	必要と認められた期間
災害時の退勤途上における身体の危険回避	必要と認められた期間
運営上の必要からの事務又は事業の停止	必要と認められた期間
生理	1 回につき 2 日以内

※平成 22 年 4 月 1 日現在の制度です。

ウ 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に認められます。

エ 介護休暇

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病等により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6 月の期間内で認められます。

(3) 育児休業等の種類

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資することを目的として設けられている制度です。各制度の内容は次のとおりです。

ア 育児休業

3歳に満たない子を養育するために休業することができます。

イ 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1日の勤務時間の一部(120分を限度)について勤務しないことができます。

ウ 育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、短時間勤務をすることができます。

4 職員の分限及び懲戒の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分で、規律の維持を目的として職員の責任を問うものです。

職員の分限処分及び懲戒処分は、職員の派遣元の団体と協議の上で派遣元の団体において行います。平成22年度において、分限処分及び懲戒処分の実績はありません。

5 職員の服務の状況

職員の職務の根本基準は、地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。当広域連合では、職員として守るべき事項を服務規程に定め、この規定に基づき職務の執行に当たっています。なお、営利企業等への従事許可については職員の派遣元の団体と協議の上で派遣元の団体において行います。平成22年度における派遣元の団体の営利企業等への従事許可の実績件数は1件です。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

広域連合において実施する研修の実績はありませんが、職員は、派遣元の団体が実施する研修に参加しています。勤務成績の評定については派遣元の団体において行われます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福祉

職員の相互共済及び福利増進等を目的とした福利厚生制度及び共済組合制度などの諸制度については、各職員とも派遣元の団体の制度に加入しています。

(2) 安全衛生管理

職員の健康の保持増進を図るとともに快適な職場環境の形成に努めています。職員の健康の保持にあたっては職員の派遣元の団体が実施する健康診断等を受診しています。

(3) 職員の災害補償

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づく療養補償、休業補償等の各種補償を行います。

平成 22 年度における公務災害・通勤災害の認定件数は 0 件です。

第2 公平委員会の事務を委託している名古屋市からの報告

広域連合においては、地方公務員法第7条第4項の規定により、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を名古屋市に委託しています。

愛知県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定による名古屋市からの報告は次のとおりです。

(1) 平成22年度勤務条件に関する措置の要求の状況について

地方公務員法第46条及び第47条に係る件数

(単位：件)

区分		新規	前年度からの繰越	合計
事案数		0	0	0
審査結果	却下	0	0	0
	受理後の却下	0	0	0
	棄却	0	0	0
	認容	0	0	0
取下げ		0	0	0
翌年度への繰り越し		0	0	0

(2) 平成22年度不利益処分に関する不服申立ての状況について

地方公務員法第49条の2及び第50条に係る件数

(単位：件)

区分		新規	前年度からの繰越	合計
事案数		0	0	0
審査結果	却下	0	0	0
	受理後の却下	0	0	0
	棄却	0	0	0
	修正・取消	0	0	0
取下げ		0	0	0
翌年度への繰り越し		0	0	0